

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者募集要項

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 募集方針

秋田市ポートタワーは、平成19年に公設化され、平成22年には秋田港振興センター等の周辺施設とともに道の駅「あきた港」となりました。

本市唯一の道の駅であり、その中心施設である両施設は、イベントや地域産品等の販売など、道の駅としての基本機能によるにぎわいの創出のみならず、地域活性化および観光振興に資する施設として、重要性が一層高まっております。

そのため、両施設を一体的に活用しながら高層タワーなどの観光資源とその情報提供機能なども付加した、満足度の高い施設となるように指定管理者を募集します。

2 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの概要

(1) 秋田市ポートタワー

ア 施設名称 秋田市ポートタワー

イ 所在地 秋田市土崎港西一丁目9番1号

ウ 設置目的 本市の海の玄関口の象徴として、海および港に親しみながら多くの人が集い、交流するにぎわいの場ならびに物産等を販売する場を提供し、もって秋田港およびその周辺地域の活性化ならびに本市の観光の振興に資することを目的とする。

エ 規模等

(ア) 構造等

名称	構造・規模	用途・概要等
秋田市ポートタワー	鉄骨鉄筋コンクリート造7階建て	イベントホール、ポートシアター、展望室、物販・飲食店舗、アンテナ支持塔、無線機械室

(イ) 延床面積 4,594.11㎡

(ロ) 開設年月 平成6年4月8日

(ハ) 駐車場 248台

オ 施設利用者数の実績（過去3年間）

令和3年度 326,600人

令和4年度 388,546人

令和5年度 704,744人

※各貸室の利用状況については「秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの貸室利用状況」（別紙1）を参照してください。

(2) 秋田港振興センター

ア 施設名称 秋田港振興センター

イ 所在地 秋田市土崎港西1丁目8番24号

ウ 設置目的 秋田港に多くの人々が集い、憩うことができる場を創出し、もって秋田港の振興および地域経済の活性化を図ることを目的とする。

エ 規模等

(ア) 構造等

名称	構造・規模	用途・概要等
秋田港振興センター	鉄筋コンクリート造 2階建て	多目的ホール、大広間、24時間トイレ

(イ) 延床面積 1,482.15㎡

(ウ) 開設年月 平成8年7月20日

オ 施設利用者数の実績（過去3年間）

令和3年度 45,537人

令和4年度 56,557人

令和5年度 64,800人

※各貸室の利用状況については「秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの貸室利用状況」（別紙1）を参照してください。

3 指定管理者の管理業務（本業務）

※詳細は「管理業務仕様書」によります。

(1) 秋田市ポートタワー

ア 催しの企画および運営に関する業務

イ 利用の許可、利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務

ウ 利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関する業務

エ 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

オ その他、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(2) 秋田港振興センター

ア 催しの企画および運営に関する業務

イ 利用の許可、利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務

ウ 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

エ その他、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

4 管理を行わせる期間（指定管理期間）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、両施設の管理が適当でないとき、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

5 管理運営に要する経費

- (1) 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

※指定管理料の実績額は以下のとおりです。

令和3年度	82,723千円
令和4年度	88,710千円
令和5年度	89,100千円

6 申請をする団体に必要な資格

(1) 有資格条件

- ア 法人その他の団体（共同事業体を含む。以下「団体」という。）であること。
- イ 本市内に事業所（本社、本店）を有すること。
- ウ 一般集客施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。
- エ 物産販売・飲食店舗の管理又は運営の実績を有すること。

(2) 欠格事項

- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項に規定する団体
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において本市の指名停止措置を受けている団体
- エ 申請の日において破産手續、再生手續又は更生手續が開始されている団体
- オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体
- カ 市税に滞納がある団体

(3) 共同事業体による申請

- ア 共同事業体を構成する団体（以下「構成団体」という。）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。
- イ 代表団体は、有資格条件の(1)のイに該当し、かつ、共同事業体における責任割合が最大であること。
- ウ 全ての構成団体は、有資格条件の(1)のアに該当し、かつ、(2)に掲げる全ての要件に該当しないこと。
- エ 構成団体で(1)の全ての条件を満たしていること。
- オ 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請しないこと。

7 申請の手続

(1) 提出書類

本件に申請する団体は、「秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センター指定管理者申請書類一覧」(別紙2)に掲げる書類を提出してください。

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電 話 018-888-5606

F A X 018-888-5603

(3) 受付期間 令和6年10月1日(火)から令和6年10月25日(金)まで (土日、祝日を除く)

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(5) 提出方法 郵送又は持参してください。郵送による場合は、締切日必着。

※提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください(副本は複写可)。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

(7) 募集要項等の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードして下さい。ダウンロードできない場合は、上記(2)の観光振興課で直接交付します。

(8) 現地説明会(予定)

ア 日 時 令和年10月10日(木)午後2時

イ 場 所 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センター

※当日、午後2時までに秋田市ポートタワーにお集まりください。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、「現地説明会参加申込書」(様式8)に必要事項を記入のうえ、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当まで電子メール又は持参にて提出してください。なお申込締切は、10月7日(月)午後5時まで。参加者数は1団体、3名以内とします。

※申込みがない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和6年10月10日(木)から令和6年10月16日(水)まで
※土日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 質問票(様式9)に記入の上、提出してください。

F A Xおよび電子メールでの提出も可とします。F A Xにより提出する場合は、事前に秋田市観光文化スポーツ部観光振興課に連絡した後、

送信してください。

ウ 回答方法 令和6年10月22日(火)までに、質問者の団体名等を伏せて、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課のホームページに掲載します。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例第32号)の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は理由にかかわらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)および同施行規則(平成17年秋田市規則第43号)を承諾のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

8 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会による選定

秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者選定評価基準」に則り審査したうえで、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者選定評価基準

指定管理者選定評価基準は、秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理運営業務に関する事業計画書(様式6)(以下、「事業計画書」という。)の各項目に沿った基準です。詳細については「秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者選定評価基準採点表」(別紙4)を参照してください。

(3) 審査の方法

選定委員会においては、申請者による事業計画書を中心としたプレゼンテーションを審査した後、委員による質疑を行い、総合的に評価し指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和6年11月7日(木)を予定しています。

(後日、書面により開催場所、時間、プレゼンテーション予定時間等を通知します。)

選定結果についても後日書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

9 公募から管理運営までのスケジュール

令和6年10月 1日(火)～	公募期間：10月25日(金)まで
10月 7日(月)	現地説明会申込期限
10月10日(木)	現地説明会予定
10月10日(木)～	質問事項の受付開始
10月16日(水)	質問事項の受付期限
10月22日(火)	質問事項の回答予定
10月25日(金)	公募期限
11月 7日(木)	選定委員会予定(候補者の選定)
12月下旬(11月議会)	指定管理者指定の議決
令和7年 2月	基本協定の締結
3月	年度別協定書の締結
4月 1日	指定管理業務の開始

10 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施等に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告、業務報告に関する事項
- オ モニタリング(事業評価)に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク 管理の範囲に関する事項(別紙5参照)
- ケ 事業提案内容の履行に関する事項
- コ その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ 当該年度の指定管理料および支払い時期
- ウ その他

11 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げの場合は辞退届（様式10）を提出してください。

12 問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

メール ro-incm@city.akita.lg.jp

13 参考資料

- (1) 管理業務仕様書
- (2) 関連法令
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項
 - エ 秋田市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）
 - オ 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）
 - カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条
 - キ 秋田市ポートタワー条例（平成18年条例第61号）および同施行規則（平成18年規則第65号）
 - ク 秋田港振興センター条例（平成8年条例第22号）および同施行規則（平成8年規則第20号）

14 申請書等様式

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式1)
- (2) 誓約書 (様式2)
- (3) 申請者の概要書 (様式3)
- (4) 共同事業体構成団体一覧表 (様式4)
- (5) 共同事業体協定書および委任状 (様式5)
- (6) 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理運営業務に関する事業計画書 (様式6)
- (7) 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理運営業務に関する

- 収支予算書 (様式7)
- (8) 現地説明会参加申込書 (様式8)
- (9) 質問票 (様式9)
- (10) 辞退届 (様式10)

15 別紙資料

- ・ 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの貸室利用状況 (別紙1)
- ・ 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センター指定管理者申請書類一覧 (別紙2)
- ・ 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書作成要領 (別紙3)
- ・ 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センター指定管理者選定評価基準採点表 (別紙4)
- ・ 県有施設の管理範囲について (別紙5)

16 特記事項

本公募により選定された団体は、県有施設(※)の指定管理者の申請をすることができます。

詳細については秋田県建設部港湾空港課へお問い合わせください。

※覆い付緑地(セリオンリスタ)、多目的広場(イベント広場)、駐車場および通路(別紙5を参照してください。)

お問い合わせ先

秋田県建設部港湾空港課

電話 018-860-2541

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/44685>